

職員の懲戒処分について

本日、職員の懲戒処分を発令しました。

【1】

被処分者	(1) 所属 高速鉄道部烏丸線運輸事務所 (2) 年齢・性別 27歳・男性 (3) 職種 高速車掌研修生 (以下「被処分者A」という。)
処分発令日	令和6年7月26日
処分内容	免職
事案概要	<p>被処分者Aは、本年5月9日から同月28日までの間、地下鉄竹田駅から京都駅間の通勤復路において、無札通過による無賃乗車を計9回行った。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>被処分者Aは、勤務場所が変わった研修初日の5月9日の通勤復路の際、竹田駅の改札担当の駅職員と少し会話をしていたところ、そのまま入場してしまい、京都駅から出場する際、改札担当の駅職員に「ごめん、通して」と言い、無札通過による無賃乗車を行った。</li><li>一度無札で通過できたことから、翌10日から同月28日までの間、乗車券を使用せず、又は、IC乗車券で入場して出場の際にIC乗車券の入場記録を改札担当の駅職員に取り消させ、無札で有人改札を通過する無賃乗車を計9回繰り返した。</li><li>被処分者Aは、顔見知りの同僚及び後輩の駅職員が改札業務に従事している時を選んで無札通過を行っていたことを認めた。</li><li>無札通過時に改札業務に従事していた駅職員9名は、被処分者Aを知っており「交通局職員であるため、当然に定期券を所持している」という先入観から、乗車券を確認せずに有人改札を通過させてしまっていた。</li></ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>適正な改札業務を怠ったとして、駅職員9名に対し、公営企業管理者交通局長から嚴重文書訓戒を行った。</li><li>被処分者Aは、無賃乗車に伴う運賃相当額及び割増運賃の7,020円を弁済した。</li><li>刑事告訴に向け、警察当局と協議中である。</li></ul>

【2】

被 処 分 者	<p>(1) 所 属 高速鉄道部烏丸線運輸事務所</p> <p>(2) 年齢・性別 57歳・男性</p> <p>(3) 職 種 駅務区長</p> <p>(以下「被処分者B」という。)</p>
処分発令日	令和6年7月26日
処 分 内 容	減給10分の5・1日
事 案 概 要	<p>被処分者Bは、上記【1】の事案の隠ぺいを図ろうとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被処分者Bは、上記【1】の無札通過を3回現認した駅職員が疑念を抱いたことを発端として、無札通過の報告を受けたが、被処分者Aに対する事情聴取の場で「無札通過をした際は定期券を所持していたとすること」を提案し、事態の隠ぺいを図ろうとした。</li> <li>・ 被処分者Bは、防犯カメラの映像を確認した所属職員から「定期券の使用は疑わしい」と報告を受け、隠ぺいするのが困難なこと及び事案の重大性を自覚するに至り、隠ぺいを図ろうとしたことも含めた一部始終を所属長である烏丸線運輸事務所長に報告した。</li> </ul>
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被処分者Bが隠ぺいを図ろうとしたことを認識していたが、異論を唱えなかった烏丸線運輸事務所駅務区担当係長の2名に対し、交通局次長から文書による嚴重注意を行った。</li> <li>・ 上記【1】及び【2】の事案における管理監督責任として、烏丸線運輸事務所長に対し、交通局次長から口頭による嚴重注意を行った。</li> </ul>

## 【3】

被処分者	(1) 所属 高速鉄道部東西線運輸事務所 (2) 年齢・性別 51歳・男性 (3) 職種 助役 (以下「被処分者C」という。)
処分発令日	令和6年7月26日
処分内容	免職
事案概要	<p>被処分者Cは、少なくとも令和3年10月から本年6月までの間、地下鉄烏丸御池駅から六地藏駅間等の通勤往路において、機器の不正操作による無賃乗車を計170回繰り返し行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者Cは、改札を通過することなく直接駅務室に出勤した後、駅務室内に設置している入場記録を取り消す機器を不正に操作し、IC乗車券の入場記録を取り消すことにより、無賃乗車を計170回行った。</li> <li>被処分者Cは、入場記録の取消を、六地藏駅で160回、山科駅で9回、御陵駅で1回行っていたことを認めた。</li> <li>本事案は、上記【1】の事案を受け、定期券の購入状況を調査する中で発覚した。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記【1】から【3】の事案における一連の管理監督責任として、高速鉄道部長に対し、交通局次長から口頭による厳重注意を行った。</li> <li>被処分者Cは、無賃乗車に伴う運賃相当額及び割増運賃の166,140円を弁済した。</li> <li>刑事告訴に向け、警察当局と協議中である。</li> </ul>